

第143回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和4年10月11日（火） 12:58～15:46

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

〔計画策定等に関するワーキンググループ〕 勢一智子座長、足立泰美構成員、磯部哲構成員、金崎健太郎構成員、原田大樹構成員

（勢一智子座長及び磯部哲構成員は、提案募集検討専門部会構成員と兼務）

〔政府〕 加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官、小柳太郎内閣府地方分権改革推進室参事官、木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和4年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番18：シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備（国土交通省）>

（国土交通省）都市公園に設置する「自転車駐車場」は、都市公園法上の「駐車場」に含まれる。また、シェアサイクルポートはその「自転車駐車場」の一形態であり、「駐車場」に包含されると考えている。現にシェアサイクルポートは、都市公園法上のいわゆる「駐車場」として数多く設置をされており、既に一定程度浸透している現行解釈を通知により明確化し丁寧に周知することが、地方公共団体における共通認識の醸成と運用改善を迅速かつ円滑に実施する上で望ましいと考えている。

（大橋部会長代理）多くの地方公共団体が都市公園法上の公園施設である「駐車場」として設置しているのは確かだと思うが、一方で都市公園法上の位置付けをもらえるのだろうかという悩みが今回の提案で多く寄せられている。明確にするのであれば、政令に明記するのが最善ではないかと考えるが、そうでないとしても通知等は運用者会議等なるべく早く明確に示していただきたい。また2次回答の最後のなお書きで公園利用者と都市公園との関係の例外が示されていたが、このような例外を出すとむしろ混乱を招くので、都市公園法における公園施設として位置付け、設置が可能であるというシンプルなメッセージを送っていただきたい。

（国土交通省）指摘のとおり混乱を招いていることは大変申し訳なく思うが、既に「自転車駐車場」という形で設置をしている地方公共団体が多くある以上、新たな類型を設けることはむしろ混乱を招くと思うので、現行の制度上で通知を行いたいと考えている。シェアサイクルポートの名称も様々あるようだが、そうしたことについても、迷っている地方公共団体がさらに迷わないように丁寧に周知をしたい。また、我々は基本的には公園の中に設けられるものについて、公園利用者が利用しないということはほぼ考えられないと思っており、御指摘の例外は前面に出すことなく、実態としてシェアサイクルポートが設置できるように通知をしていきたい。

（高橋部会長）周知の方法及びスケジュールについて、どのように考えているのか。

（国土交通省）スケジュールは事務局と相談しつつ、有識者会議で方向性が示されれば、年内を目途に準備を進めたい。周知の方法も実効性のある形で行うことができるよう事務局と相談をし、なるべく早く担当者会議なども開きたいと思っている。

（高橋部会長）閣議決定を待たずとも先に措置を講じたほうがいいのではないかとと思うが、事務局はどう思うか。

（小柳参事官）時期については事務的に詰めていきたい。

（高橋部会長）丁寧になるべく早くという点を念頭に事務局と調整いただきたい。

<通番46：工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更等に関する規制緩和（国土交通省）>

（高橋部会長）資料6ページについて、公共施設の配置及び規模における幅を持った記載は想像がつく。しかし、宅地の利用計画における幅を持った記載とは、どのような記載なのか、地方では想像しづらいと思う。例えば、面積が10haの時に5～15haとするなど、記載方法はいろいろあり得るので、幅があると言われても地方では記

載方法に自信が持てない部分があると思う。この点、いかがお考えか。

(国土交通省) 都市計画を作成する地方公共団体において宅地の利用計画における幅を持った記載についてイメージをすることができるようにという御指摘だと思う。具体的な数字をもって記載方法をお示しするのは難しいが、記載事例を紹介することはできると思う。

(高橋部会長) 宅地の利用計画における幅を持った記載について、事例はあるのか。

(国土交通省) 事例はあるので、お示ししたい。

(大橋部会長代理) 地方公共団体では制度を非常にリジッドなものと考えていて、他方、国土交通省では、都市計画決定権者の裁量で、うまく制度を運用してほしいということだと思う。地方公共団体はそのようにしたいのだと思うが、一歩足が出ないのだと思う。具体的な数値目標を示すことは、かえって地方公共団体の判断が硬直的になる気もするが、一方、都市計画決定権者の裁量で、地元の意向で計画を実現するというのはいくつかの実例があるのであれば、地方公共団体が相談に来たら教えるのではなく、このように運用してほしい、これが幅を持った記載なのだ、という実例を、ぜひ積極的に、プッシュ型で明確にお示しいただきたい。

(国土交通省) 受け身でなくてプッシュ型で事例をお示しするよう、心掛けていきたい。

(高橋部会長) 具体的な作業スケジュールはどのようにお考えか。

(国土交通省) 幾つか実例が手元にあるので、無駄に時間をかけることがないように、地方公共団体において記載方法をイメージできるような事例をしっかりと取り揃えたい。

(高橋部会長) 通知等、文書で示していただけるのか。

(国土交通省) 周知の方法は、通知等、いろいろあると思う。一番効果的な方法を考えていきたい。

(高橋部会長) 地方公共団体に分かりやすい形で明確にお示しいただきたい。事務局と相談しながら、対応方針にどのように盛り込むか調整いただきたい。次に都市計画事業の変更手続について、資料7ページに記載の例示以外に支障の解消策について、お考えはあるか。

(国土交通省) 資料7ページの赤枠で囲った部分に「事業計画変更 国への下協議」という薄水色の矢印が出ているが、この都市計画決定の変更をしたいという時点から国へ相談を始めていただくと、手続をスムーズに進めることができると思っている。ただ、必ずしもそうではないケースがあるということだと思う。できるだけ手続のタイムロスがないよう、プッシュ型で地方公共団体へお知らせをしていくことが大事だと思う。

(高橋部会長) あとは工事の実施と並行して変更手続を進めることが可能だという点を明確にお示しいただくといい。作業スケジュールはどのようにお考えか。宅地の利用計画の記載方法に関する事項と同様に作業していただけるのか。

(国土交通省) そのように考えている。

(高橋部会長) 閣議決定に向けてしっかり作業いただきたい。次に管理番号221についての議論に移る。

(大橋部会長代理) 今回この提案が提出された背景として、産業構造が大きく変化してきているということがあつた。これまでは製造業が主要産業と考えられており、工業団地造成事業の譲受人の資格要件は自ら製造工場等を経営する者に限定されているが、一方で、現場では物流業、倉庫業、情報通信業等、多様な業種が発展してきており、ミスマッチが生じている。地方公共団体では、工業団地造成事業の譲受人の資格要件が緩和されれば、より柔軟に工場誘致や地域活性化ができるどころ、何とも惜しいという思いを持っているのだと思う。このような提案が出てきている以上、主務官庁でも、もう少し主体的に、産業構造の変革を受けて、地方でそのようなニーズがあるのであれば、それを拾うことができるリーガルスキームはどのようなものが考えられるか、具体的なケースや第三の道のようなものをお示しいただいてもよいと思う。現状だと提案に対して却下で終わってしまっていて、先に進まない気がするので、そこの対話が進むような形での制度提案も国土交通省から具体的にやっていただきたいと思うが、いかがか。

(国土交通省) 産業構造の変化や地域活性化、リバイブのための各種政策を、この法律に限らず地方活性化の観点からどのようなものが必要か、産業構造の変化に対応した全体的な政策はどのようなものが必要かということ、政策全体で考えていく大きな重要課題だと認識している。この認識があることを前提とした上で、私権制限、収用権を付与するということにつながる提案であるので、提案団体をはじめ、この事業に精通している地方公共団体において、収用権の付与、あるいは私権制限をしなければ物事が進まない、あるいは地方のリバイブにつながる土地の流動化が進まないといった具体的な実態があれば、私権制限が本当に必要なのか等、具体的な検討を進めることができると思っているが、地方におけるそのような状況をお聞かせいただいております。

実態を把握できていない状況である。

(大橋部会長代理) 公益性の担保などの抽象的な議論をしても、議論が先に進まないと思うので、今おっしゃったように単なる工場の誘致ではなくて、収用権を付与することにつながる事業なので、その収用権を付与してでも行うべき事業なのかという問い直しをしたときに、その解が工場というのは、何十年か前は製造工場等の工業団地の造成は収用権を付与して行うべきというのが、ぴったりな答えだったと思うのだが、現代において、製造業以外の業種の工業団地は、それに当てはまらないのかというのが今出ている宿題である。その点について提案団体と一緒に、個別具体的に議論していただき、現代において、製造業以外の業種における工業団地の造成についても、この事業は適用すべきかどうかという問いをもう一度投げかけていただけないかと思った。その作業をぜひお願いしたい。具体的に何か事例を出していただけるとよい。

(国土交通省) 先生がおっしゃったような私権を制限する必要がある具体的な実態の把握が大事で、それを我々も教えていただきたいと1次ヒアリングで申し上げたと思う。1次ヒアリングのまとめでも、事務局とよく相談するようにということであり、我々も問題意識は引き続き持っているが、提案団体や、資料11ページにお示ししているような工業団地の造成実績をお持ちの地方公共団体から、私権制限をさらに加えてまで工業団地造成事業の造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和を求めるとか、製造業以外の産業の実態について、今はお聞かせいただいている状態ではないため、このような回答とさせていただきます。

(高橋部会長) 未だに首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律は存在するというのもって、この法律の立法目的は失われていないと認識しているということでしょうか。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) 主要産業が現代においては製造業だけでなく、IT産業等多様化しており、かつ、それらの産業が事業を行うにあたり一定の敷地を必要とすることは誰の目にも明らかな状況である。このような産業構造の変化に加え、この法律が制定されてから時間が長く経過しているため、この法律が時代の変化にマッチしているのか、国土交通省として主体的に調査いただく必要があるのではないかとと思うが、いかがか。

(国土交通省) おっしゃることは我々もよく理解をしており、特に産業構造が変化していることは我々も受け止めており、データセンター等を地方に展開していくことは政府全体としても進めていることだと思う。公共政策論全体として考えたときに、この問題は、リーガルの目詰まりを行政に権限を追加的に付与することで解決すべき問題なのか、金銭的なインセンティブの問題なのか、実物のインフラ投資をすべき問題なのか、政府全体で分析をして、最大限の効果を生み出すような政策により解消していくもの。分析の結論によっては、私権制限を伴うようなリーガルスキームが必要だということになるかもしれない。データセンターを中心にそういった産業の展開を図っていくという議論は、国土交通省も、経済活動を所管している他の省庁等と継続的に検討しており、当然進めたいと思っている。ただ、我々としては、今手元にある地方公共団体からのニーズや情報では、製造業以外の業種の工業団地の造成において、工業団地造成事業を母体とした収用権を付与するようなツールは、効果的なものとして浮上していないところである。ただ、政策は柔軟に、金銭的なインセンティブやインフラ投資等の観点も含めて引き続き検討してまいりたいと思っている。

(高橋部会長) この提案のうち、譲受人の資格要件の緩和について事実上行えないとのことをお話をするときに、政府全体の施策として実施していくというだけでは自治体は納得しないと思う。調査等を実施した結果、地方公共団体からニーズや資格要件の緩和を求めるといった実態の情報が出てきていないということまで言わないと、提案団体は納得できないと思う。いかがか。

(国土交通省) 提案団体ヒアリングにおける提案団体提出資料において、産業構造の変化により発展してきている各種の産業の提示はあったと認識している。加えて、それらの産業が地域の活性化に資する面があり、大事な産業であるということは我々も同じ考えである。一方、私権制限をしてまで土地の取得を活性化していく、この特別な制度により対応する実態上の必要性についての説明が資料中にはなく、譲渡所得の控除の水準が非常に高く、この制度を活用しないと、このメリットが受けられないという趣旨が、少し感じ取れるぐらいの記載はあったと思っているが、そういうことであれば金銭的な問題になってくるので、私権制限をして土地の取得を活性化するというのではなくて、土地の取得を円滑化するための金銭的な政策が必要になるということになるかもしれない。結局、我々は私権制限までする必要はある実態の説明をいただきたいということ。

(高橋部会長) 事務局、そこはいかがか。

(小柳参事官) これまで国土交通省より事務的にお話いただいている内容だと思っている。一方で提案団体でも、現段階でお示しいただいている以上のお話ができないということも事実であると思っている。今回の提案は、提

案団体において生じている支障を何とかして解決してほしいということであり、譲受人の資格要件の業種拡大に加え、リースの部分も含めてのお求めであると考えている。

(高橋部会長) 承知した。国土交通省では、譲受人の資格要件の業種を製造業に限定されていることにより造成敷地の分譲が進まなかった事例があったかどうか、具体的に調査したことはあるのか。

(国土交通省) 今、私が把握している限りにおいて、調査はしていない。

(高橋部会長) 三大都市圏ではそのような需要があるのか否かという点につき、もう少し積極的に聞いていただいたほうがよいと思うが、それはできないのか。

(国土交通省) 調査を実施するのであれば、具体的な支障の有無について、ケースを聞くというよりも、収用権を付与しないと、製造業以外の工業団地の造成が進まないという支障があるかを聞くことになると思う。そういったものを調査すべきということであれば、問の立て方ややり方をよく考える必要があると思う。

(高橋部会長) 事務局いかがか。提案団体に対しては、そのぐらい作業していただいたほうがよい気がするが。

(小柳参事官) そこは県とまたよくお話をしたい。

(高橋部会長) 承知した。県とよく相談してほしい。リースの話についてはいかがか。リースについて検討いただけるということだが、どのようなスケジュールで、どのように検討いただけるのかお示しいただきたい。

(国土交通省) 1次ヒアリングにおいて、高橋部会長から転用規制や、ペナルティーの金額の具体的な数字等についてお述べいただいたことを参考にしながら、よく検討しなければいけないと思っている。前半の資格要件の緩和に関する調査の動きがどう展開していくかにもよると思うが、この提案全体についての結論を取りまとめるべきを注視しながら、そのときまでに間に合うように検討したいと思っている。

(高橋部会長) 承知した。期限を気にして作業いただけると受け止めた。閣議決定まで少しあるので、そのタイミングを踏まえて、結論を出せるものは出していただき、もう少し丁寧に検討する必要があるればまた翌年度となると思う。その辺の切り分けはよく事務局と御相談いただきたい。

<通番29：土地利用基本計画の策定義務の廃止等（国土交通省）>

(高橋部会長) 土地利用基本計画の調整機能を果たされた例について紹介いただいたが、この周知の点につき、スケジュールと方法をお示しいただきたい。

(国土交通省) 資料19ページ目のiからviのとおり、運用指針において、国が確認する点についてはあらかじめ示しているところ。しかし、資料14、15ページ目で説明した1から3などのような事例も具体的なことが分かってきたため、現在の運用指針自体をどこまで直すか、あるいは別添のような形で具体的にイメージがよく伝わるような形で運用指針の見直しを図りたいと考えている。

スケジュールは、資料に「次の改定の機会」と記載しているところ、次の改定の考え方は2つある。1つは、現在、岸田内閣において、国土形成計画、あわせて国土利用計画についておおむね10年に1度の改定作業を進めているところ。総理からも国土交通大臣に關係省庁との連携について指示があったが、その結論が来年の年末、夏を目指して作業をしている。そのタイミングが一つ。

もう1つは、大きな政策の転換あるいは見直しが来年の夏で一つの節目を迎えるが、必ずしもその内容は地方分権とは絡んでこないケースもあるため、本提案の議論を踏まえて調査をし、得られた情報に基づいて、来夏の見直しとは切り離れた形で可及的速やかに対応する、こういったパターンも含め、省内でよく検討し、可及的速やかに結論を出したいと考えている。

(大橋部会長代理) 総合調整の機能を明確化していただいたところ、本件は制度改革というより制度が本来目指していたものを具体的に示すことに主眼があって、まさに現在進行形の話なのだから、早い段階で地方にお示しいただくことが一番大事であると考えている。

(高橋部会長) 早期に御対応願いたい。見やすさの観点から、具体的な事例はウェブで飛ばす等、方法は様々考えられるため、よろしく願います。

(小早川構成員) 要調整の具体事例の説明を伺い、このような調整は必要ということは納得するところ。ただし、これは自分の感想であるが、これらは各個別5法の枠の中の調整過程で調整すれば済む話であると思う。このような事例があるから土地利用基本計画という大風呂敷が別に必要だということの証明には残念ながらならないような気がする。実際の現場の円滑な調整のためにどのような方法が適当かということ、それぞれこれから考えていただくことと考えている。

(高橋部会長) 具体的な事例は紹介いただいたものだけでなく、より多くあるということか。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) 時間の関係で3つ紹介いただいたが、さらに豊富に事例を紹介していただければと思う。さらに、小早川構成員からの指摘を踏まえて、より具体性のある実例があれば出していただければありがたい。

(国土交通省) 先ほどの事例が個別法の過程の中で調整可能なものかどうかという御示唆をいただいたが、少なくとも説明の中でお示しした事例1、2、3と参考にあるようなケースは、個別法の過程では処理できないものを例として挙げている点を補足させていただく。

(高橋部会長) 国交省の見解として承知した。次に第38条の議論に移る。

(大橋部会長代理) 今回アンケートを実施いただき、第38条審議会の運営の仕方について非常に柔軟で様々な手法を明確化していただいたため、この結果は一過性のものにならないようにしていただきたい。また、アイデアはあっても未実施であるといった結果も見えてきたところ。現場において重要なところにマンパワーを向けるべきという点は共通の認識だと考えるため、今回の調査で具体的に上がってきた事例は、今後、発展の可能性が大いにあると考えている。調査結果を運用指針の中に盛り込んでいただくのはもちろんであるが、指針の改定に時間がかかるのであれば、その前にでもいち早く情報提供すべきである。ブロック会議でも通知でも何でも方法は問わないから、ことあるごとに案内いただければと思う。

(国土交通省) 県の担当者会議等もある。周知方法については、御指導を踏まえて考えてまいりたい。

(高橋部会長) 感想であるが、知っていても実施していないという話である。これは、地方公共団体において具体的にどのようなことができるのか、躊躇があるからだと思うので、他団体の事例が周知されることで、実施を躊躇していた団体も足が踏み出せると思う。ぜひ大橋部会長代理がおっしゃったように様々な形で早期に周知いただき、様々な団体の具体的な事例を紹介いただきたい。

(国土交通省) 承知した。

(足立構成員) 資料19ページのアンケートの結果について、土地利用基本計画の改定というのは9年に1度しかやっていない。なおかつこちらは統合していない県が43県もある。そういった中で工夫している点が幾つかあるということだが、実際に簡素化、効率化をする際には、方法とスピード感といったものについて一定のマニュアル、情報がないとできないと思う。横展開ができる形で一定の具体的な例示が必要かと思う。

そういった意味では、本日議論の点であるが、事務の簡素化、効率化策について、国自身が具体例を明示して、工夫している点について周知をお願いします。地方が工夫しているということは何らかの問題点があるから独自に工夫せざるを得ないのだと思うので、その問題点とその問題をクリアするためにはどうしているのかという点についても、詳細な周知をぜひお願いします。

(国土交通省) 工夫してまいりたい。

(高橋部会長) いろいろなところに、資料で挙げられている独自の工夫事例に限らず全てについて作業していただきたいという話だと思うので、よろしくをお願いします。これも来年の年央、夏の閣議決定とは切り離してやっていただけるといいことではないか。

(国土交通省) タイミングについては、大きな制度変更を伴うものではないということ肝に銘じて、委員の皆さまと同じような問題意識で早急に取り組みたい。

(高橋部会長) 年末の対応方針の閣議決定に向けての表現ぶりとか具体の作業について、事務局とよく相談いただければと思う。

(勢一構成員) 御検討を進めていただけるといいことだが、アンケートの結果で気になるのは、審議会の長による専決を知っていても未実施の県が30あるという点。未実施の理由などもぜひ確認をしていただき、何らか他の部分で引っかかっているところがあるかもしれないので、ぜひ細かに分析した上でお示しいただけるとありがたい。

(国土交通省) 工夫してまいりたい。

<通番22：総合保養地域整備基本構想に係る主務大臣協議の廃止（総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）>

(高橋部会長) 道府県に提出を求める書類を必要最低限の書類に限ることは、ありがたいと思っている。ただ、「各特定施設の整備予定がないこと」を書類で明確にすることは難しいと思うので、整備予定がない旨をチェック欄か何かで示してもらう感じにしてはどうか。

(国土交通省) 計画に位置付けられた特定施設の整備主体は所有者であったり民間であったり自治体であったり

するところ、その整備主体に状況を聞き、整備予定がないという回答でもって廃止とするイメージ。どういった施設が位置付けられているかは基本構想によって異なる。ないということ言うのが難しいものではない。

(高橋部会長) つまり、ないかと聞いて、ないと返事が文書であればそれでよいという話か。

(国土交通省) 既に廃止された基本構想で出している書類、政策評価の中でも、計画に位置付けられている施設について関係者のヒアリングで状況を確認したところ、整備予定がないことが確認されたことを書いた書類を出していただいて、それを確認している状況もあるので、そういったものを出していただく。

(高橋部会長) チェック欄で済むようにしていただけると一番簡単かなと思う。

(国土交通省) 検討させていただきたい。

(高橋部会長) 「関係市町村・民間事業者等からの反対がないこと」というのも同じか。

(国土交通省) 同じである。

(高橋部会長) 対応は閣議決定に間に合わせていただけか。

(国土交通省) 今後、地方公共団体に接触して、これでよいということであれば早々に通知を発出したいと思っている。通知であるので、この場でいつとは約束できないが、年内なり、極力早くということ考えている。

(高橋部会長) 聞き方も含めて事務局と調整して、かつ、迅速に作業していただければありがたい。

主務大臣への協議を廃止し届出制とすることについて、いかがか。

(大橋部会長代理) 届出の場合の法制上の課題について説明があったが、届出を「義務付けさせる」というほどの実態がある話ではないのではないかと。例えば、事業の開始時や変更時に届出を要することは理解できるが、廃業する場合にはその旨の通知が出たという整理で済まないか。届出の義務を課すとすると、法律に新しい規定を設けることになると思うが、廃業するだけの通知は意思表示にすぎない。それを義務付けと捉えて法律に規定を設けるという説明は、話が難しくなり過ぎるような印象を持ったが、いかがか。

(国土交通省) 我々としてもこの法律の実態は理解しているが、他の法律との整合性や建付けの問題もある。検討の上で整理が付き、実態上同じような建付けになっている他の法律に波及しないような形があれば一番よいと思うが、それも含めて時間をいただきたい。

(高橋部会長) 思いは同じだと理解した。スケジュール的にはどうか。なかなか難しいといって足が止まっていたら、先行している通知の発出が済んでしまうが。

(国土交通省) 我々も検討はしているが、現時点でいつ頃までに結論をとというのは非常に難しい。

(高橋部会長) 承知した。可能な限り提出書類の簡素化と合わせる形でお願いしたい。

(小早川構成員) この問題は、政策的、現実的な検討を要するものではなく、構想の廃止についての法制的な位置付けだけの話なので、検討に時間はかからないと思う。類似の法律への波及があり調整が必要なのであれば、まとめて法制局に聞けば、すぐに答えは出てくるのではないかと。

(国土交通省) 少し回答がずれるかもしれないが、計画を廃止する旨の国への連絡を制度上どう仕込めばよいのか、非常に悩んでいる。例えば通知によることとすると、通知では義務付けができないので、報告を求めることしかできず、極論、国に対して報告しなくても廃止してよいということになる。そういう制度でよいのか議論をしないといけませんが、結論が出せておらず、誰にどのように確認すればよいか議論しているところであり、事務局も含めて相談したい。

(小早川構成員) 例えば、銀行に一度融資を申し込んだものの、後で事業を取りやめたため、融資は不要になった、という話と似ているのではないかと。事業を取りやめたことを銀行に通知する必要はあるにしても、それだけのことではないかと。

(大橋部会長代理) 通知がされないと困るという心配であるが、通知しなければ、この法律に基づくものを全部抱えただけのことになるので、それを辞めたいということであれば通知していただきという形で、その通知の定め方として上手く行政に情報が行くルートを作っていただければと思う。

(高橋部会長) 現在残っている計画はいくつあるのか。

(国土交通省) 30計画ある。

(高橋部会長) それぞれに毎年継続する意思があるか確認してはどうか。

(国土交通省) 今考えたことだが、法律上の整理となるとどうしても検討に時間がかかってしまうので、御意見いただいたように難しく考えず、全然違う発想で、計画が動いていないことが確認できる方法がないかも含めて検討する。

(高橋部会長) 法律上の整理も重要ではあるが、今の議論を踏まえて整理いただければありがたい。

(足立構成員) 社会情勢の変化の中、需要を読み誤り過剰な投資が行われたため経営上の問題が生じているものであり、民間企業であるならば廃止するものなので、それを妨げるのはおかしい。一方で、当時は必要と思われていたのにも関わらず、現状はもう廃止と同等の状態のものというのは、この法律に限らず思いのほか多いのではないかと思う。そのため、今回の見直しがなされれば、他の時代に合わない制度も見直しの対象になってくると思うので、ぜひ一つのモデル事業のような形で検討いただきたい。

(国土交通省) 承知した。検討する。

(高橋部会長) 作業の仕方も含めて、事務局と相談し、閣議決定までに結論を出していただければありがたい。

<通番21：建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止（厚生労働省、国土交通省）>

(高橋部会長) まず、1次ヒアリングからの繰り返しである。努力義務であっても、結局、真面目な自治体は計画をつくらなければならないという意識になると思う。国の基本計画を見てやるべきことを実施すれば計画という形式でなくてもよいのではないか。

(国土交通省) 本日出席予定者であった増田に代わり、審議官の笹川から説明させていただく。私どもとしては、やはり地域により実情が違ふと考えており、計画を策定することが望ましいと思っている。自治体の判断によって、国が策定している計画でカバーされているという判断がある場合は策定しないという選択肢も当然あり得ると思われ、実態上、まだ策定していない自治体もあるものと理解している。

(高橋部会長) 地域の実情に応じて、都道府県において、国の計画の趣旨を踏まえて施策を実施していれば、それはこの努力義務の趣旨に沿った対応であるということ国土交通省から明確に言っていただくと自治体としてはありがたいが、どのようにお考えか。例えば、建設業法に関わる事業者向けにガイドラインを徹底するとか、通知するとか、発注者として行うべきことをしっかり宣言するとか、安全確保のために周知義務を遵守しているといったことを文書で明確化すれば、それは努力義務を果たしたことになると思う。そういった施策の実施がこの努力規定の趣旨に沿った措置であるということを確認に通知か何かで言ってけるとありがたい。

(厚生労働省) 建設業法では、国土交通大臣とともに都道府県知事の建設業の許可権限をはじめ、様々なものが規定されている状況であり、そういった権限、責任を根拠として、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律においては、都道府県も国とともに建設工事従事者の方々の安全と健康の確保に関する施策に極めて重要な推進主体であると考えて、国との適切な役割分担も踏まえつつ、都道府県区域の実情に応じた施策を策定して実施するといった責務があると思っている。

(高橋部会長) 都道府県として、国の施策を踏まえて当該事項について作業する責務があるのは否定しない。ただ、それをあえて計画でなければだめだとする、ゼロか1かの発想ではなく、0.5であっても努力義務に沿った措置であるということぜひ明確にさせていただくとありがたいという趣旨である。

(厚生労働省) 御提案いただいた地方公共団体からも、都道府県計画策定の努力義務の廃止が難しいということであれば、都道府県労働局の会議との同時開催をできるようにして欲しいといった御提案をいただいている。厚生労働省、国土交通省ともに、都道府県計画関係の協議会を建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の計画の会議と同時期に開催するというのを何ら妨げるものではないため、その旨の周知を図るということで、各都道府県の取組の効率的推進を図っていければと考えている。

(大橋部会長代理) そういう意見もあるが、今回の提案は個別の県のほかに全国知事会からも出てきているため、やはりこの計画の努力義務が重いという認識が地方公共団体にある。確かに2次回答にあるように、実際に計画の策定実績は上がっているのだが、努力義務とされれば自治体はそれに従って計画をつくるので、実績があるということと、本当にそれが必要で負担になっていないかどうかは切り離して考えたほうがいいのではないかと思う。

また、許可権限等の話があったが、許可権限は建設業法で都道府県知事に与えているが、建設業法では都道府県の計画などということは書かれていない。あわせて、労働安全衛生面については、労働安全衛生法と労働者災害補償保険法において、まず一義的には国の責任であって、都道府県の役割ではない。それぞれの法律を見たときに、何故ここで別途都道府県に計画策定の努力義務が出てくるかがよく分からない。両方併せて説明いただくと2次回答のようになるのかなとも思うが、そういう観点から見ると、国の責務で国の計画があって、地方公共団体がそれに従ってやれば地方公共団体としてはできますと言っているときに、労働安全衛生の観点から努力義務を課す必要が本当にあるのだろうかというのが今回の提案だと思う。

(厚生労働省) 繰り返しになるが、都道府県知事は建設業の許可権限をはじめとした権限を持っている極めて重

要な推進主体であり、そういった主体が当該計画を策定するということに意味があると思っている。現在、建設業における担い手の確保の問題であるとか、あるいはその裏返しかもしれないが、外国人労働者に建設業にいかに関わっていただくかといった重要な問題もあると思う。また、都道府県においては、いろいろな災害対応などもあり、まさに建設業の方々はそうした風水害が起こったときの地域の守り手になるかと思う。そういう観点からも、都道府県が参画している。そのような状況を踏まえ、議員立法として現行の形で制定されたのだと受け止めている。

(大橋会長代理) 今説明にあったような声が都道府県から上がってくるのだったら、納得できるのだが、都道府県は、この努力義務で課されている計画は事務負担が多く、計画なしで施策を実施したいという提案が今回出ているわけである。冒頭にあったいわゆる骨太の方針における閣議決定にもあるように、そういう努力義務で計画を課すということが多過ぎるから見直そうというのが今回の提案の趣旨であるため、そこをしっかりと押さえていただきたい。

(国土交通省) 先ほど申し上げたとおり、努力義務であるため、基本は国の策定した計画でカバーできるという場合には、自治体の判断で策定しないという選択肢があると思う。一方で、建設工場の現場の安全性というのは、自然条件や社会条件によって違う部分があると考えているため、地域の実情に応じて内容を変える必要があれば、そこは都道府県計画で決めてやっていくということになっている。また、骨太の方針にもあるように「各団体の判断にできる限り委ねる」という形に、現行の都道府県計画の努力義務の規定は当てはまるため、そこが都道府県の大きな負担になっているようには思えない。

(大橋部会長代理) 地方が実情を踏まえる必要があると考えていけば、そのとおり実施するはずであるが、なくてもやれる、これは要らないという提案が出てきている。国の計画で十分地方の状況に合わせた対応はできているという提案であるため、そこのところを考えていただきたい。

(高橋部会長) 国においては5年ごとに計画に検討を加えることになっている。国の計画の見直しは行われるのか。

(国土交通省) 既に国の計画策定から5年経過しているが、計画の見直しをするかどうかを現在検討している状況である。

(厚生労働省) 与党の議員連盟や超党派のフォローアップ議員連盟等でそういった議論が現になされている状況である。

(高橋部会長) 仮に国の計画が見直された場合には、地方もそれに合わせて計画を変えなければいけない。国の計画を勘案してとなって規定されているから、変えたものについて勘案するという努力義務がかかってくる。

(厚生労働省) まさにそこは都道府県の御判断になるかと思う。

(高橋部会長) それが負担だという話である。負担ではないとの御主張であるが、やっとの思いで計画を策定しても、国の計画が見直されたら、また検討して見直せといったことになる。計画という形式で作業しろと言われていることについて、それが大きな負担ではないかという話だと思う。そこはどのようにお考えか。

(厚生労働省) 先ほど国土交通省からも御説明申し上げたように、既存計画を策定していないところも実際にあるという状況であり、さらに加えて申し上げれば、策定期間もかなり様々な時期に策定をされているところがあるため、そうした県の中の議論が熟してきたところ、その段階で、こういった計画策定、あるいは既存の計画を活用して措置されているという状況であると思っている。

(勢一構成員) 確かにかなりたくさんの方が計画を策定しているということで、2次回答の中にも、今回の提案団体や全国知事会から都道府県計画の廃止について要望を受けた本年7月以降にも茨城県と千葉県が新たに計画を策定して公表していると示していただき、先ほどの御説明の中では、こうした策定の状況が骨太の方針の趣旨に沿った動きであるというような御説明に受け止めた。

ただ、これはやはり努力義務が課せられている状況の中で、この提案の出る前から当然準備をしてくれているものである。閣議決定がなされたのは今年の6月であり、それ以前から計画策定の手続きは始まっていて、今になって公表の段階に至ったということであるため、これは必ずしもこの提案との前後関係として、あるいは骨太の方針との関係として、それを踏まえて自治体が判断をして計画を策定しているのだというエビデンスではないと思うので、ここの御説明の仕方は少し本質と違うと思っている。

今の段階では、平成28年に制定された法律で、平成29年施行であるこの計画は、平成29年6月に国の計画が閣議決定されたことを受けてから、都道府県が計画策定を真面目に進めていって、これだけの成果になっていると私は受け止めている。

そのため、本当に都道府県のほうで地域の実情を反映した計画が必要と判断してつくっているのかというのは、私は疑問があると思っている。実際に今回の提案の具体的な支障の中に、建設従事者の安全、健康確保というのは地域的な差はそれほどなく、国において示されたものの下で地域が施策を組み立ててやっていけば十分やれるということが出てきている。

以上のことから、今の策定状況を見て、それが本当の地域の実情を踏まえているのかというのは、今回の提案の内容や現状を確認していただいた上で御検討いただく必要があると思うため、努力義務規定ありきの現状の数値で議論をしていただきたくないと思っているのだが、その辺りについてのお考えはいかがか。

(国土交通省) まず1点目として、構成員御指摘の骨太の方針の前後関係であるが、時系列的には骨太の方針のほうが遅いというのは事実である。一方で、ここで言いたかったのは、法律の趣旨が骨太の方針で改めて確認された原則に結果的に合致しているということであって、骨太の方針が先にあり、それに基づいて本法律や計画があるということではなく、もともとの趣旨が骨太の方針で改めて記述された原則に結果的に合致しているということだと思っている。

2点目は、地域の実情に安全、健康面で差がないのではないかと御指摘についてである。やはり私どもとしては、建設現場の自然条件、暑い寒い、雪が降る、もしくは熱中症が起りやすいとか、そういう気候条件に加え、地形条件、地質条件によって建設現場の実態、もしくは安全性の確保の対策は大きく異なってくると思う。また、その建設現場が街中で騒音や防音対策をしなければならぬとか、もしくは交通量が多い少ないということによっても建設現場の安全性確保策がまるっきり変わってくると思う。そういった事情の割合がどの程度都道府県によって変わってくるかによって、都道府県の計画も変わってくるものだと思っており、そういう意味で地域の実情に応じて計画は変わり得るものだと考えている。

一方で、現状の計画がどうかというと、私どもも内容を確認しているが、確かに国の計画の焼き直しの計画を策定している都道府県もなきにしもあらずだと思っている。ただ、そこは時間をかけて、それぞれ地域の実情を踏まえて計画の見直しをなされるものだと思っている。

(高橋部会長) 計画というものが策定された、策定されなかったではない。地方公共団体からの提案の本質は、計画に割く時間があつたらもっとほかの作業を効率的に実施したい、地方公共団体は総合行政であるため、地域の実情に合った施策に自らの資源を有効に投入したいということである。この計画は有効な資源の投入を妨げているのではないか。努力義務という形で作れといわれたら地方公共団体は作るが、これだけ声が出ているということは、ほかの作業が犠牲になっているわけである。ほかに作業すべきことを後回しにして計画を作らざるを得ない状況があるので、それを何とかしてくれという話をしている。だから、形式的にこのように計画が揃いましたというのは、その声に対する御回答になっていないのではないか。

(国土交通省) 施策を有効に推進するための方法論は幾つかあると思う。部会長がおっしゃるように、計画の策定が形式になってしまえば、確かに時間の無駄ではないかという形になると思うが、必要な施策を全体的にどうするかという中で、施策を推進する上で計画を策定するという意味合いというのはあろうかと思う。繰り返しになるが、それが形式論で、言われているから仕方なくやっているという形で作るのであれば、確かにそこは時間の無駄になると思うが、私どもとして期待しているのは、様々な安全対策を講じなければならない中で計画を策定して有効に施策を推進していただきたいということであり、法律の趣旨はそういうことだろうと理解している。

(大橋部会長代理) この法律を直に執行している担当者から、これがそういう役に立っていないという声が上がっている。別に手を抜くのも何でもなく、先ほどの熱中症対策であっても、国の基準があれば国の基準に従って都道府県がやればできると言っているわけであり、あえて焼き直しの計画をもう一回作らせることの手間暇をかけることはやめてほしいという執行上の経験から裏打ちされた提案である。大上段にこれは必要だとか形式だとかということではなく、それをもう一度反映した仕組みにしていきたいという要望なのだと思う。

(厚生労働省) 地域の取組を縦系として、建設業における取組を横系として、例えば健康づくりや健康経営という取組を熱心にやっていると思われる或る県だと、建設工事従事者のメタボ率が高いということを踏まえて、そういった県全体の取組を縦系ないし横系として、建設業に対してもそういった取組を行うこととされており、そうところは都道府県計画としての意味があるのかなと思う。そういった計画を作ることが負担ではないかという貴重な御指摘もあるかと思うが、一方で、やはり協働して計画を策定する過程に参画していく、そういった中で相互の理解が進むということも否定できない事実としてあり得るのではないかと思う。

(高橋部会長) 我々が聞いているのは、計画を策定するために、そういう施策に取り組みないと言っていること

についてである。事業者などに実質的に働きかけをして親身に事業関係団体などと膝詰め談判をして、その県にふさわしい、その地域にふさわしい施策を展開する時間が、この計画策定で取られているという話をしている。そこを改めてほしいということである。地方はそれぞれの取組を行っている。行っているけれども、それについて割くべき貴重な時間が計画策定に取られているという話である。

(国土交通省) まさしく計画策定の中で地域の関係団体や業者、関係行政機関内でいろいろ意見調整をしながら計画を策定するということだろうと思っており、その調整の結果が計画として反映されるものだろうと思っている。

(高橋部会長) それは単純に、県としてはこういう話し合いを行い、こういう声を得られたということだけ書けばいいと考えている。

(国土交通省) その結果を計画の中で合意したものと反映していただければいいと思う。

(高橋部会長) それを計画という形で策定する必要はないと思うがいかがか。

(国土交通省) 計画というのは、そういう利害者間の調整をしながらどうしていこうと決めるものであると思っている。

(大橋部会長代理) そういう計画はものすごい時間と人手が要る。いろいろな省がこういう努力義務規定の計画を浴びせるように、もう何百という形で策定を求めているわけである。個々の省はいい目的のために策定が必要と言っても、それがマンパワーのない地方公共団体としてみたらやり切れないということであるため、本当に必要性があるものに限定してほしい。今回これはもう不要だと言っているわけであるから、努力義務規定の計画を今回整理しましょうという要請である。

(高橋部会長) 議員立法であることは分かる。しかし、これだけ地方の声があるのだから、議員の方にお伝えしてもらいたいと思う。議員の方から施策についての声が出てきて、その施策を展開するというのは重要で、我々はそれを否定するものではないのだけれども、それはほかの形でもできるだろうということ。ほかの形ができるということを明確に表現してくださいというお願いをしているわけである。ぜひ、そこは、議員立法だといって思考停止するのではなくて、執行してみているいろいろな声が執行側から出てきたため、法律を所管している官庁として真摯に提案の先生方にお伝えいただくことをお願いできないか。

(国土交通省) 関係議員等との意見交換、もしくは意見の調整については、引き続き、私どもも時間を見て調整したいと思っている。

(高橋部会長) ぜひ対応方針の閣議決定までに作業していただきたい。骨太の閣議決定もあったため、そこは骨太の閣議決定を受けて分権の閣議決定までに御作業いただきたいというお願いである。

(国土交通省) 骨太の閣議決定については、先ほど申し上げたとおり、私ども、その趣旨には合致していると理解している。

(高橋部会長) それは御省たちの理解で、そうすると、要するに、関係議員に対して働きかけはされないということか。

(国土交通省) 関係議員とは意見の調整をしていきたいと思っている。

(高橋部会長) では、それはしっかりやっていただきたい。

もう一点だが、最後に、ガイドラインに最初にお願したような話は盛り込めないのか。要するに、いろいろな形で、計画という形ではなくても、政府全体の計画を踏まえて様々なその分野での努力をきちんと文書で表現できればそれでよいということではできないか。そういうものも努力義務規定の趣旨に沿った対応だという通知を出していただくということではできないか。努力規定の趣旨はそういうものだと思うが、確認的にガイドライン等を出していただくということではできないか。

(国土交通省) 計画の内容については、どういうものを盛り込むことが望ましいというような形で出しているが、基本的に内容については各自治体の判断でどこまで書くかは決めてもらえればと考えている。

(高橋部会長) そこに添え書きで、このような形で努力することも、努力義務規定に十分合った措置であると付け加えていただきたいという話であるのだが、対応についてよく御検討いただきたい。

(国土交通省) 御指摘を踏まえて検討したいと思う。

(金崎構成員) 自治体にとって努力義務は、つくっていないことによって努力していないと見られるのが困るという気持ちと、法律上書かれたことを非常に真摯に真面目に受け止めてしまうという側面がある。このように37自治体で作っているということになると、あとの自治体はサボっているのかという話になりかねないということもあって計画を作っているということもあると思うので、今、部会長がおっしゃったように、確かに義務

付けではないのだが、事実上そのように受け止められている、義務付けたに受け止められかねないような状況になっているということである。立法は議員立法で作られたものであっても、解釈、運用は役所で行っている、その運用のところでももう少しいろいろなことが含まれるようにすることで、自治体の受け止め方が大きく変わると考えられるので、そこでエクスキューズができるように、ぜひ今、部会長がおっしゃったようなことを御検討いただきたい。

(高橋部会長) ぜひ今の御指摘も踏まえて御検討いただければありがたい。

<通番56：マンション管理適正化推進計画の廃止（国土交通省）>

(高橋部会長) 提出資料の34ページの目標設定、施策の提示、認定基準という部分について、これは計画という形でなくとも、それぞれを示し、それらを併せて引用して計画に代えることが可能なのではないかと。一体として策定しないと駄目なのか。

(国土交通省) 2次回答の4つ目の○について、これまでの議論において、例えばということで、申請に対する処分の審査基準というものでこの認定基準を定めてはどうかという御提案をいただいた。我々としては、パッケージとして目標や認定以外の各種施策についても記載がされていれば、それをもって推進計画とみなすことはできると考えているため、そこは柔軟なやり方があるのではと考えている。

(高橋部会長) 審査基準は審査基準として策定できるのではないかとという話である。審査基準に目標や施策を盛り込むというのは行政手続法における審査基準の性格としてどうかという意見もある。そういった意味では、審査基準に関連した県の目標や施策の展開等については審査基準の末尾にホームページのURLをリンクとして貼り付けるなど、柔軟なやり方があるのではないかと。審査基準に必要な事項の全部を盛り込まなければ計画に認定できないということではないかと考えるがいかがか。

(国土交通省) 今御指摘のように、審査基準は審査基準で決めた上で、目標や施策については参考でホームページに掲載していただくということであれば、それを推進計画と呼んでいただければいい。その手間をできるだけ減らすかというのがテーマだと思っているため、負担のないやり方で、より柔軟な作り方があると考えている。

(高橋部会長) そこまで柔軟に対応していただけるということであれば、計画の努力義務というのを仰々しく書く必要もないように考えるが、そこはいかがか。

(国土交通省) 2年前に改正して今年の4月から施行したばかりのため、現時点で努力義務の廃止ということは想定していないが、実質的には、御指摘のような形で最大限柔軟にできることはやりたいと考えている。

(高橋部会長) 承知した。

(勢一構成員) 制定及び施行から間もないタイミングということは十分承知をしている。その上で、やはり計画が別の認定制度などと結びついて、事実上、義務付けになっているという構造が問題であるということは、おそらく今回理解いただけていると思われるが、骨太の方針でもそのような問題状況を踏まえた記載があり、本件についてもそういうことができる規定が事実上義務付けに転換しているという構造の問題がある。その点はやはり踏まえていただいた上で、今後、検討と対応をお願いしたい。

(国土交通省) 承知した。しっかり心して取りかかりたい。

(高橋部会長) 実態として、国交省のガイドラインに従って真面目に策定すると1年を要して大変だということもある。そこはやはり、今後、将来的にどうすればこの政策目標を達成できるのかということについて、計画の在り方そのものについても御検討をどこかの段階でしていただきたいが、そこはいかがか。

(国土交通省) 御指摘のように推進計画をつくるのが大変だということについては、負担軽減に資する措置として、先ほど申し上げたような手引きの改定など、より簡単に計画を策定する方法、あるいは現況調査する場合にもどういった調査手法でやればいいのかという手法なども含めてお知らせしたい。

また、目標や施策などをリンクさせる方法についても頑なにするつもりはないため施行の状況や法制上の課題が少しあるが、その点を整理した上で臨みたい。

(高橋部会長) 和歌山県では、目標、施策の要素を県の住生活基本計画の中で書いて、そこを併せて指針の形で審査基準として設定、公表している。いろいろな簡便な形があるため、ぜひこんなこともあり得るという形で負担軽減策の検討をお願いしたい。

(国土交通省) 承知した。今御指摘のあった住生活基本計画の中に入れ込む仕組み、あるいは空家計画の中に入れ込む仕組み、あらゆることが考えられるため、いろいろな計画の形を示したいと考えている。

(高橋部会長) 今言ったような形でお願いしたい。

(木村参事官) 和歌山県が策定した計画を我々が拝見したところ、計画を2つに分けて、目標等を住生活基本計画で書いて、審査基準は別途指針で書いており、そういったやり方でいいのではないかと考えている。

(国土交通省) 承知した。

(高橋部会長) そこは事務局とよく中身を相談していただければありがたい。

<通番43：空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること（国土交通省）>

(国土交通省) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画の策定、また社会資本整備交付金等を必要とするときの空き家対策総合実施計画の2種類があり、内容の重複が事務負担となっているという提案。これについては、まず、重複箇所は整理をして、シンプルな形にしたい。その上で、両方を統合した計画を作成し、どちらの計画としても読めるような形にするなど、柔軟に対応したい。また、補助を受ける場合に協議会等との連携を要件としているが、必ずしも法律に基づく協議会に限られるものではなく、例えば市役所と宅建業者との懇談会であるとか、そのような普段から行っている会議で連携して対応していくような場合でも協議会等との連携に該当すると考えているため、どのような方法が該当するかということについて、周知をしたい。

(高橋部会長) 結局、補助金をもらうためにはどうすればいいのか。

(国土交通省) 現行制度で補助金をもらうためには、法律に基づく空家等対策計画が要件になっている上に、補助金をもらうためにどのような事業をするのかという事業計画に近い空き家対策総合実施計画も要件となっていて、この2種類を作らなければならず、負担となっている。これをいわゆる事業計画である空き家対策総合実施計画に目標などを定めることで、補助金の計画だけで完結するように対処したいと思っている。

(高橋部会長) 事務局はそれでいいか。

(小柳参事官) 今の説明は法定計画である空家等対策計画を補助金のために別途作成する必要はないという説明だと理解しており、そのように確認している。

(高橋部会長) 別途、法定計画である空家等対策計画を独自に定める必要はないということで承知した。そうすると、要綱改正を行うのか。

(国土交通省) 要は両計画を一本化して、一つの計画の中で両方の内容を記載してもよいということに記載例なども含めて示していきたい。分かりにくくならないよう、丁寧に例示し、より簡単にできるように対処したい。

(高橋部会長) 予算に関することだから、来年度の申請手続があると思うが、それに間に合うのか。

(国土交通省) 間に合うように準備、また周知をしたい。

(高橋部会長) 承知した。また、協議会等とあるが、法定の協議会でなくともいいということでいいか。

(国土交通省) そう考えている。我々の周知不足の面もあるが、法定の協議会ではなくても、例えば市役所とその市の宅建業協会の懇談会といった場で話をすれば十分であると考えており、そういった事例があることを周知したい。

(高橋部会長) 承知した。よく事務局と相談してほしい。

(勢一構成員) これから周知をするかと思うが、どのような協議会であればいいかという点については、現場を見ながら既存の会議体を活用できるような形で、周知をお願いしたい。

(国土交通省) 承知した。

(高橋部会長) どういう形で閣議決定に盛り込むかについては、事務局とよく相談していただきたい。

<通番55：耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと（国土交通省）>

(国土交通省) 耐震改修促進計画の記載事項について、社会資本整備総合計画の中に盛り込んでいただくことで、統合されたものとして、社会資本整備総合交付金の交付が受けられるようにしたい。

(高橋部会長) 本件は提案を実現する方向ということで、大変ありがたいと思っている。ただ、令和4年度中にやっていただけるのか。閣議決定までに措置していただくことも可能ではないかと思うがいかがか。

(国土交通省) 先ほどの通番43「空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること」と同じように、来年度の事業に間に合うように周知したいと考えて

いるが、タイミングは改めて相談したい。

(高橋部会長) 承知した。そうすると、その旨を交付要綱にも書いていただけるということでしょうか。通知を发出した上で、申請に係る交付要綱にも書いていただきたいが、そこはいかがか。

(国土交通省) 通知を发出することで、そこを明確化していきたいと考えている。

(高橋部会長) 補助金を出すということは、補助金申請のための要綱は別にあるのではないか。

(国土交通省) 然り。要綱はあるが、要綱だけではなかなか分からない部分については、通知で明確にした方が自治体にとって分かりやすいのではないかと考えている。

(高橋部会長) 要綱本文にも書いていただきたいと考えているがいかがか。

(国土交通省) 他の事業とのバランスもあるので、どのような方法が望ましいかについては相談したい。

(高橋部会長) 承知した。自治体が分かりやすい形を追求していただきたい。その辺りは事務局とよく御調整いただきたい。

<通番15：建築基準法適合判定資格者検定の受検資格の見直し（国土交通省）>

(国土交通省) 前回の1次ヒアリングにおいて、建築基準適合判定資格者検定の受検要件における実務経験を、建築基準適合判定資格者の登録要件とする方向で検討すると回答したが、これについては前回と同様で、提案に沿った対応をする方向で検討したい。

加えて、提案団体からの見解を踏まえ特定行政庁に意見聴取を実施したが、その内容を資料の49ページに記載している。受検資格の見直しを行うこと背景として、そもそも建築主事に係る人材確保が困難となってきた。建築主事自体の高齢化や実務経験を積むという点での職員の配置に苦労していると聞いている。そうした中で若年層を活用したいといった意見や、二級建築士も活用できないか、さらには建築確認手続等においてデジタル化できる余地はないのかといった意見をいただいている。

そうしたことから、実務経験に係る受検資格の見直しに加えて、建築確認手続のオンライン化や検査のデジタル化、さらには建築基準適合判定資格者の確保をどうより広めていくかということについて対応をしていかなければいけないと考えている。

資料の50ページに記載しているが、建築確認手続のオンライン化や検査のデジタル化については、地方公共団体の体制整備をどうするかといった検討事項もあるが、建築主事が現場に行かなくとも建築確認・検査ができるような仕組みを考えたい。どういった形で実施すれば問題がないかということを検証しなければいけないため、今すぐに実施ということではないが、それらの対応について検討したいと考えている。

続いて、資料の51ページだが、現行制度では一級建築士試験合格者しか建築主事になれず、すなわち二級建築士試験合格者では建築主事にはなれない。例えば二級建築士は戸建て住宅等の小規模建築物が設計できるが、このような小規模建築物の建築基準法令の適合性の確認については、二級建築士試験合格者を対象とした建築基準適合判定資格者検定、いわゆる二級建築主事のような資格を新設すれば、建築確認・検査を行うことができる人材が若年層を含め増えると考えているため、そうした二級建築主事のような制度設計を検討したいと考えている。

実務経験に係る受検資格の見直しに加え、二級建築士の活用による地方公共団体の建築確認の体制整備や建築確認手続等のデジタル化を総合的に対処したいと考えている。

(高橋部会長) 分権一括法での対応と考えてよいか。

(国土交通省) その方向で対応していきたい。

(高橋部会長) 加えて建築確認手続等のデジタル化など積極的に検討いただけるということだが、スケジュールはどう考えているか。

(国土交通省) 現場の検査をデジタル化することについては、本当に問題が生じないかどうかということを検証しなければいけない。基本的にはデジタル化する方向で進めたいと考えているが、デジタル化した結果、建物の品質が下がり問題が起こることになっては元も子もないため、今しばらく時間をいただき、問題が生じないことを確認した後に実施に移したいと考えている。

(高橋部会長) 建築確認申請手続のオンライン化についても同様か。

(国土交通省) 建築確認申請手続のオンライン化については、我々の努力に加えて、地方公共団体側がオンラインで申請を受け取れる仕組みにしなければならず、この点が少し時間がかかるところ。地方公共団体側に動いていただかないといけないため、地方公共団体と話をしながら検討してまいりたい。

(高橋部会長) 国で統一的に仕組みを立ち上げてしまえば簡単な気がするが、それは無理なのか。

(国土交通省) 地方公共団体ごとに事情が違うため困難かと考える。

大きな地方公共団体であれば自分たちで仕組みをつくる場合もあると思われ、国で制限をかけると逆に地方公共団体を困らせることになるのかと考える。

様々な動きを見ながら、トータルとして最善になるように努力していきたい。

(高橋部会長) 方法はいろいろあると思うので、よく御検討いただきたい。

(勢一構成員) 人口減少の中で、特に地方都市で体制を維持していくためには人材をどうするかというのは喫緊の課題であり、若い世代も働きながら資格を身につけていけるということは職種としても魅力が高まると思う。ぜひそういう形で次世代の背中を押していただけるような部分、デジタルやリモートも併せて、御検討をお願いします。

(国土交通省) 承知した。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)